

遠方の産科医療機関等を受診する妊産婦さんへ 妊産婦に対する交通費等の 助成について

弘前市では、下記の方を対象に交通費や宿泊費を助成しています。

①

妊婦健診や出産のために、自宅または
里帰り先の居住地から「最寄りの産科医療
機関等」まで、おおむね 60 分以上の移動時間を
要する妊婦(※1)。

②

医学上の理由等により、妊婦健診や出産のために
周産期母子医療センターに通院する必要がある妊婦で、
自宅または里帰り先の居住地から
おおむね 60 分以上の移動時間を要する妊婦(※1)。



③

青森県立中央病院の NICU または、
GCU に入院している赤ちゃんに
面会をするために通院する産婦。

(※1) 自己都合等により、遠方の医療機関等を受診した場合は該当しません。

上記①～③に該当する方は、まずはお電話にてご相談ください。

☎ 0172-37-1323

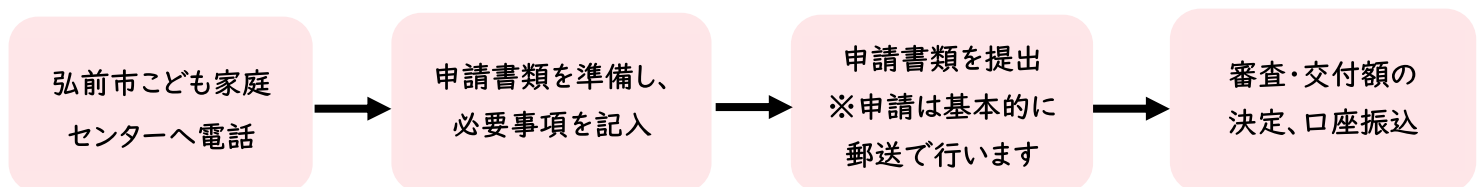
弘前市こども家庭センター 子育て包括支援係



助成内容

対象	内容	
①、②	交通費	妊婦健診や出産のための移動に要した交通費（市の旅費規程に準じて算出した額を上限とする）の約 8 割を助成します。 ※有料道路使用料、駐車場利用料は対象外です。 ※妊婦健診のための移動の場合、タクシーの利用は対象外です。
	宿泊費	出産までの待機等のため、近隣の宿泊施設の利用に要した宿泊費（市の旅費規程に準じて算出した額を上限とする）から 1 泊につき 2,000 円を控除した額を助成します。
③	交通費 ・ 宿泊費	赤ちゃんとの面会のための移動に要した交通費（有料道路使用料、駐車場利用料を含む）及び宿泊費に対して、1 人の産婦につき 10 万円を上限に助成します。 ※産婦が面会せず、ご家族のみが面会する場合、助成対象外となります。

申請から助成までの流れ



	申請に必要なもの
【共通】	☐ 振込口座のわかるもの ☐ はんこ（認印）
【妊婦健診の場合】	☐ 弘前市妊婦健診アクセス支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号） ☐ 妊婦健診アクセス支援事業助成金申請書（県実施要綱第 2 号様式） ☐ 母子健康手帳の写し（診療日、出産日が記載されている部分）
【分娩の場合】	☐ 弘前市妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号） ☐ 妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書（県実施要綱第 2 号様式） ☐ 母子健康手帳の写し（診療日、出産日が記載されている部分） ☐ 交通費に係る領収書の写し（タクシー利用時のみ） ☐ 宿泊費に係る領収書の写し（宿泊施設利用時のみ）
【新生児との面会の場合】	☐ 弘前市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号） ☐ ハイリスク妊産婦アクセス支援事業助成金申請書（県実施要綱第 1 号様式） ☐ 青森県周産期母子医療センターNICU・GCU 面会状況報告書（県実施要綱第 2 号様式） ※面会状況報告書は過去にさかのぼって記載してもらうことができません。事前に書類を用意し、面会の度に医療機関で記入してもらいましょう。 ☐ 交通費に係る領収書の写し（タクシー、有料道路または駐車場利用時のみ） ☐ 宿泊費に係る領収書の写し（宿泊施設利用時のみ）



※その他、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。



問い合わせ

詳細はこちらから



弘前市こども家庭センター 子育て包括支援係 ☎0172-37-1323